若者の皆さまご注意を！ 悪質業者の巧妙な手口

インターネットやSNSなど、相手の顔が見えない情報があふれるなかで、社会経験の少ない若者が安易に契約し、また利用する過程で思わぬトラブルに巻きこまれてしまうケースが増えています。
若者に多い「消費者被害」について、悪質商法の手口やよくあるトラブル事例を紹介します。

事例１ 遠隔操作アプリを悪用して借金をさせる 副業や投資の勧誘に注意！

アルバイトを探しており「スマートフォンからスタンプを送信するだけで日給５万円」と記載のあるサイトがあったため、アルバイトの登録をした。後日、担当者から電話があり「予想収益100万円」とする約70万円の副業のサポートプランを勧められた。「先行投資」と言われ、貸金業者３社から30万円ずつ借金する方法を提示された。遠隔操作アプリをインストールさせられ、私のスマートフォンの画面が共有された状態となり、インターネット上で各社に借金を申し込んだ。家族に反対されたため、借金の申し込みを撤回したい。（当事者：学生）

ひとことアドバイス

○遠隔操作アプリとは、自分のスマートフォンやパソコンに遠隔地の第三者が接続して、両者が画面を共有しながら遠隔操作を行うアプリのことです。パソコンメーカーや通信事業者がユーザーサポートを行う場面等で利用されます。
○副業や投資の勧誘では、支払いのために借金をさせられる場合があり、最近では、遠隔操作アプリを悪用して借金をさせるケースが目立っています。
○事業者は、遠隔操作アプリを悪用し、消費者のスマートフォンの画面を見ながら、お金の借り方について細かく指示を出します。事業者から「説明のために必要」などと遠隔操作アプリをインストールするよう指示されても、安易にインストールするのは避けましょう。
○簡単に稼げるようなうまい話はありません。「簡単に稼げる」「もうかる」ことを強調する広告をうのみにしたり、借金してまで契約したりしないようにしましょう。

事例２ 学生に広がる投資やもうけ話に注意！

友人に「会わせたい人がいる」と誘われ、喫茶店で会うことになった。同席した男性から、投資について説明を受け、その学習教材が入ったUSBメモリの購入を勧められた。代金は約60万円で、購入するかどうか答える前に消費者金融で借金して支払うことを勧められた。断り切れずに、その場でウェブ上で借り入れの手続きを行い支払った。さらに友だちを勧誘して契約させると紹介料として５万円もらえると聞いたが、自分には投資も勧誘もできないと思うので、クーリング・オフをしたい。（当事者：学生）

ひとことアドバイス

○入学を機に始まった新生活で交友範囲が広がる中で、友人や先輩、SNSやサークルで知り合った人に、投資やもうけ話を持ち掛けられることがあります。これらの勧誘の特徴として、誰かを勧誘すれば報酬がもらえるマルチ取引（連鎖販売取引）に該当するものもあります。
○お金がないと言うと、消費者金融などで借金して支払うよう言われることもあります。借金してまでの契約は絶対にしないでください。
○友人・知人を勧誘することで人間関係が破たんしたり、金銭トラブルが生じたりすることもあります。断りにくい状況でもはっきりと断りましょう。
○要件を満たせば、クーリング・オフや中途解約ができる場合があります。困ったときは、消費生活センター等にご相談ください（消費者ホットライン188）。

城里町消費生活センター
☎029-288-3111（内線226）

場　所　城里町役場本庁舎 ２階（まちづくり戦略課内）
相談日　毎週 月～金曜日
時　間　午前９時～午後４時